

# 令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第7号 3月11日(水曜日)

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第7号 令和8年3月11日午前10時開議

第1 第3号議案から第7号議案まで、  
第9号議案、第11号議案、  
第14号議案から第32号議案まで  
及び第41号議案から第47号議案まで  
(議案質疑)

第1類 第3号議案から第7号議案まで、  
第9号議案、第11号議案  
及び第14号議案から第24号議案まで  
第2類 第25議案  
第3類 第26号議案から第32号議案まで  
第4類 第41号議案から第47号議案まで

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

日程第1 第3号議案から第7号議案まで、  
第9号議案、第11号議案  
及び第14号議案から第24号議案まで

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ピアソキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦 君 議事課長 大鹿 真 君

主 査 石 黒 絵 美 君

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	健康福祉部長	前 田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
総 務 課 長	藤 村 崇 司 君	多様性社会推進課長	小笠原 健 一 君
防災交通課長	吉 野 勲 君	障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
土木管理課長	吉 田 昌 義 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君	予 防 課 長	中 村 肇 君

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案から第32号議案まで及び第41号議案から第47号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案から第32号議案まで及び第41号議案から第47号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案、第14号議案から第32号議案まで及び第41号議案から第47号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを4つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。

本日の議案質疑は、議事の進行上、第1類にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第1類、第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案及び第14号議案から第24号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） おはようございます。私からは通告をいたしました2件の質疑をさせていただきますと思います。

まず最初に、第6号議案、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてから質疑をさせていただきますと思います。

要旨は1点です。内容が指定候補者の選定手續に係る特例の追加とのことだが、公開、非公開の考え方は変わらないのかであります。

これについては、令和7年6月定例議会にて一般質問をして問題提起をさせていただきました。その際に、年度内に研究をしていくということで、結果としてこのように議案が提出されたということについては大きく評価をいたしております。

しかし、選定手續で解決すべき課題は大きく2つあったと考えています。

1つは、今回のプロポーザル審査委員会と、公の施設指定管理者選定審議会のような複数の審査、選定の関係、もう1つは、公開、非公開の考え方だったと思います。今回の議案では、複数の審査選定の特例のみだが、公開、非公開の考え方は変わらないのかということで、当局の考え方を伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） おはようございます。それでは、ご質疑にお答えします。

今回新たに設ける特例は、さきの議会で議員からご指摘いただきましたとおり、施設整備におけるプロポーザル方式による事業者選定と指定候補者の選定において異なる審査結果とならないように、両選定に係る審査を同一の附属機関で一体的に行うためのものです。

選定に関する情報の公開、非公開の考え方については、この特例により審査が一体的に行われた場合においても、これまでと同様に、犬山市情報公開条例に基づき個別に判断をするということには変わりありません。

しかしながら、事業者選定の過程における透明性の向上を図るべきで、その上で、条例の趣旨に基づいて公開、非公開を判断する必要があると考えます。このため、プロポーザル方式による事業者選定に係る情報公開の運用基準を定め、市ホームページにおいて公表するとともに、令和8年4月から運用を開始する予定です。

なお、運用基準では、情報公開における公開対象文書及び公開基準を定めるほか、プロポーザル方式実施取扱要綱に定める公表すべき事項の具体例を明示することで、事業者選定過程の透明性の向上を図ります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ただいまの答弁の中で、もう一つのほうの公開、非公開についても解決を図っていくということが分かりましたので、理解いたしました。ありがとうございます。

続いて、もう1点、第19号議案、犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから1件、質疑をさせていただきたいと思います。

全員協議会資料の30ページ、31ページのほうになります。こちらのほうに連帯保証人の廃止についてということで記載があります。質疑の内容は、要旨のとおりになります。国の方針に基づき、市営住宅の賃貸契約に係る連帯保証人を不要とするとのことだが、国の方針について具体的に伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

連帯保証人を不要としたのは、国の通知を受けての措置となります。その通知では、保証人の確保を市営住宅への入居の前提とすることから転換すべきとしています。近隣市町でも連帯保証人を不要とする措置を行っており、令和6年4月の国の調査では、愛知県内で連帯保証人を不要とした事業主体数が6割となっています。

本市といたしましても、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった市営住宅の目的を踏まえると、高齢や身寄りがいないため、保証人の確保が困難であることを理由に、借上市営住宅に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考え、今回の条例改正に合わせて改正するものです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは第3号議案、犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定についてから1件の質疑をさせていただきます。

全員協議会資料で行くと6ページ、議案の2ページになりますが、第5条、運用収益の処理の中で、基金の運用から生じる収益を使用して、市民の障害福祉増進を図るための事業を行うと書いてありますが、この事業はどのような事業を考えているか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質疑にお答えをいたします。

現時点では、具体的な事業というのは、使い道ですね、決まっていません。ただ、せんだって諏訪議員から一般質問でお尋ねをいただいた高齢者福祉と同じで、そういった福祉に携わる人材の確保ということが課題だというふうに思っております。これは高齢者も障害者も同じだというふうに思っております。ですから、まずは人材育成のための取組ということから考えていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、基金の名称にある共生、障害を持つ方と持たない方が共に生き

るために、お互いに理解し合って、生活や考え方の障壁、壁ですね、取り除くための取組に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） よく分かりました。

そうした事業を考えていく上では、障害福祉の関係者のご意見を取り入れるのが重要だと思いますが、その辺はどう考えているか、再質疑します。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、再質疑にお答えをいたします。

取組の検討に際しましては、議員ご指摘のとおり、例えば障害者自立支援協議会であったり、各種団体の声を参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第19号議案、犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、1件、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料は30ページ、31ページとなります。今回、借上市営住宅制度への移行ということで、条例が改正をされておりますけれども、この借上市営住宅を行うための物件の選定基準のようなものはあるのか、質疑させていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、ご質疑にお答えをします。

借上市営住宅は、民間の賃貸住宅を市営住宅とする制度ですが、借り受ける住宅の基準は、今回改正の犬山市市営住宅の設置及び管理に関する条例の第3条の2で、国が示している公営住宅等整備基準によると定めています。

公営住宅等整備基準における具体的な基準としては3つあります。

1つ目として、1戸当たりの標準的な床面積が25平米以上であること、2つ目として、住戸には台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビ受信設備、電話配線があること、3つ目として、通路の階段には補助手すりまたは傾斜路が設けてあること等としています。

また、より具体的な基準を犬山市借上市営住宅の採用基準として定める予定をしています。採用基準における具体的な基準は5つあります。

1つ目として、建築基準法の確認がなされ、検査済み証を取得していること、2つ目として、耐震性を満足すること、3つ目として、借上期間満了日において、耐火構造70年、準耐火構造45年、木造30年の耐用年限以内であること、4つ目として、台所、浴室、洗面脱衣室や給湯設備があること、5つ目として、居室の1室は6畳以上、その他の居室は3畳以上であることとする予定をしています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、2番 ビアヰ恵子議員。

◎2番（ビアヰ恵子君） 2番、ビアヰ恵子です。私からは第7号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、全員協議会資料は11ページ、12ページです。

3点聞きます。

この名称が犬山市いじめ問題専門委員会となっているんですが、当市では平成28年4月にいじめ防止基本方針を策定されているんですけど、この機関は設置されていない現在は、どのようにいじめがあった場合に対応されているのかが1点。

2点目は、当市において、これまでに重大な事件の発生はないと書いてあったんですけど、重大であるかどうかは誰が判断しているのか。

3点目は、今回この犬山市いじめ問題専門委員会と犬山市いじめ問題再調査委員会の委員の選任なんですが、読むと、教育委員会と市長と2つあるんですが、どちらも弁護士、医師、学識経験者、心理に関して専門的な知識を有する者、警察官としての経験を有する者、最後の5つ目が、その他市長が必要と決めた者、もう1つは、その他教育委員会が必要と決めた者というふうにあるんですけど、一体何が違うのか、説明をお願いします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

今回の附属機関の設置については、全員協議会資料にも記載したとおり、近隣の自治体において、第三者委員会による調査を定める条例整備ができていないことを理由に、適当な対応ができなかった例があり、同様の事態を引き起こさないよう、今回の条例改正により、あらかじめ第三者委員会の運営体制を整えておくことで、重大事態への迅速な対処に取り組むためです。

重大事態が起これなければ、このような第三者委員会で調査することにはならず、当市においてはいじめ重大事態の発生がないことから、第三者による調査を行うことはありませんでした。

もしも条例整備ができていない状態で、重大事態が発生した場合は、調査のための組織の立ち上げと並行して、条例等の例規を迅速に整えていくことになったと想定されます。

また、2つ目の要旨の点ですけども、重大事態の発生、誰が判断するのかという点ですが、公立の学校の場合、いじめ防止対策推進法第30条に、地方公共団体が設置する学校は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しなければならないとなっています。このことから、まずは学校が重大事態かどうかを判断することになっています。ただ、学校が重大事態と判断しなかった場合でも、いじめが起こったのであれば、教育委員会に報告がありますので、その内容によっては教育委員会で重大事態だと判断することもあります。

法第28条により、重大事態とは、全員協議会資料に記載のとおり、1、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると

き、2、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとなっています。

なお、学校から報告のあったいじめの認知案件については、毎月の定例教育委員会で、その後の様子も含め、報告、協議しています。

3つ目の要旨のご質疑ですけれども、委員は同じ分野から選定されているが何が違うのかという点についてですが、まずは教育委員会の附属機関である犬山市いじめ問題専門委員会で事実関係を明確にするため調査をいたします。その人選については、条例で定める5人以内で、起こった事案の内容によって、規則で定める者の中から行います。その専門委員会で調査した結果を市長に報告し、不十分で、再調査が必要と市長が認めるときに、市長の附属機関である犬山市いじめ問題再調査委員会を立ち上げることになります。不十分な部分を再調査することとなるため、例えば、同じ弁護士の職である者を委員にするにしても、専門委員会の委員と再調査委員会の委員は別の人物を選ぶことになる想定していますし、専門委員会にはいなかった別の分野の専門家を委員に選ぶこともあり得ると考えています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 2番 ビアキ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からは第22号議案、犬山市火災予防条例の一部改正について、1件、質疑させていただきます。

全員協議会資料36ページです。今回の議案では、新たにテントサウナだとかバレルサウナのような簡易サウナを定義しまして、その位置や構造基準を定める改正が行われるものと理解しております。

最近こうした屋外型サウナなど、新たな利用形態が広がっていることを踏まえた対応であると認識しておりますが、今現在、本市において、こうした簡易サウナ設備に関する設置相談や問合せ等、これまでにあったのか、現状についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えしたいと思います。

当市において簡易サウナ設備の相談と設置につきましては、過去に1件のみあります。

サウナの種類としてはバレル型ということでございまして、実際に設置をされております。他の相談や設置の実績は今のところございません。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。設備の相談状況については理解しました。

今回の条例改正では、事業者による簡易サウナ設備について、届出制度が設けられることとなりますが、こうした設備や屋外型、仮設型などいろいろな想定がされるものと考えます。

そこで、当市としては、こうした設置しようとしている業者だとか、そういったものに対して、どのようにこの条例に基づいて把握しようとしているのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） 再質疑にお答えしたいと思います。

簡易型サウナ、特にテント式、こういったものは安易にネットなんかで購入できるような現状になっておりますので、そういったものを購入して事業展開される方、そういった方々はやはりいるのではないかと想定しております。

ただ、簡易なサウナを事業化しておりますと、やはりサウナ業に該当するという判断をしております、公衆浴場法、これの適用を受けるのではないかと、現状のところそういうような判断をしております。

ですので、窓口なるのは保健所ということでございますので、保健所のほうと連携をさせていただいて、情報の共有、また情報の提供、これを求めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私は、第24号議案、犬山市教育委員会委員の任命について、質疑させていただきます。

教育委員会は、犬山市の教育の方向性を担う重要な役割と考えております。今回の笠井委員の任命に当たって、教育委員として特にどのような資質や視点、現在の犬山市の教育の課題に対してどのような役割を期待しているのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

議案添付の経歴書にもありますように、現在、笠井氏は名城大学の人間学部の教授であり、教育学を専門とされています。主な研究対象は、学校教育と校舎など建築の関わりについて研究されており、犬山市においても、校舎など学校建築の考え方を、犬山市学びの学校建築検討委員会の委員長として取りまとめ、城東小学校や犬山西小学校の木造校舎の増築、以降の羽黒小学校、楽田小学校、犬山南小学校、また、現在設計の進む城東中学校の建て替えや改築に当たってもアドバイザーとして関わる一方、研究に当たってのフィールドワークを市内の学校で学生とともに行うなど、犬山市の教育について、中からも外からも研究者の立場で見詰めてきた人であります。

笠井氏の研究は、建築に関わる部分だけでなく、道德教育の在り方や地域と学校の関わりについての論文もあり、また、図書館の在り方についての研究も豊富です。

こうした経歴から、犬山の進める教育、また、今後の教育の在り方について、幅広く学術面から意見や提案をいただけるものと期待しています。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第6号議案、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、2点、質疑させていただきます。

全員協議会資料の9ページ、10ページを参照してお願いします。

まず、1件目ですけども、PFIだとか、それからDBO方式、こういったものについては、やはりいろいろきちんと注意して見ていく必要があると思っていまして、今回こういったPFIからDBOなどの場合に、こういった専門の委員会を今一括して審議を行うということなんですけれども、まず、その必要性についてお伺いをいたしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

本改正は、施設整備と指定管理者の選定を一体的に行う事業において、審査手続の一貫性と分かりやすさを確保することを目的とするものです。

令和6年度の屋内型キッズスペース事業において、プロポーザル審査委員会では、選定順位1位となった事業者が、公の施設指定管理者選定審議会では、指定管理者として適当でないと評価される事案がございました。この状況を受け、令和7年6月定例議会では、小川隆広議員から審査結果の違いについて理解しづらいとのご指摘や、審査体制の在り方として、手順、プロセス、進め方などの改善の余地があるのではないかというご意見をいただき、当該事案については、最終的に市長決裁により契約相手方を決定しており、手続上の問題はありませんでした。令和6年度の屋内型キッズスペースのような事業の場合、事業者を選定する際に異なる審査結果をもたらす現状は改善すべきと考え、審査のために附属機関を統一するなどの改善に向けた検討を開始したとご説明したところです。

このため、施設整備と指定管理者の選定を一体的に行う場合については、審査の枠組みを統一し、選定過程の透明性と分かりやすさの向上を図ることを目的として、本条例の改正を行うものです。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

確かにキッズスペースの場合には、そのような点数に違いだとか、そういったことがあったことは私も承知しておりますけれども、他の自治体でこういった一体的に審議をするというところはあるんでしょうか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

今回の条例改正は、キッズスペース特定の1事例のみを理由として行うものではございません。施設整備と指定管理者の選定を一体的に行う事業の審査手続の在り方について、制度上の課題を整理した結果として提案しているものでございます。

令和6年度のキッズスペースの事例では、両審査会の審査の視点が必ずしも一致しない場合には、結果として評価が異なる可能性があることが明らかになりました。このため施設整備と指定管理者の選定を一体的に行う事業については、審査の枠組みを統一し、審査過程をより分かりやすくすることが適当であると判断したものです。

他の自治体においても同様にプロポーザル審査と指定管理者の選定審査を同一の審査組織

で行うなど、一体的な審査体制を採用している例は見られます。本市としてもこうした事例を参考としながら、審査の透明性や公平性を確保しつつ、より合理的で分かりやすい審査手続となるよう、制度の見直しを行うものです。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） では、2点目です。一括審議をすることで、一定ある程度短時間だったり、それから、効率的にできるという面はあると思うんですけども、ただチェック機能が弱まるという面もあるのではないかなと心配をいたします。

それで、今回も結果が異なるということが問題で、このようにするという事なんですけれども、一つの考え方としては、そういった点数が違った場合に、市の判断で行う、そういった取決めだとか、そういったことをしておけばいいのではないかなという考え方もあると思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の条例改正に関連する規則改正において、審査を一体的に行う場合においても、公の施設指定管理者選定審議会委員の選任要件をプロポーザル審査委員会の委員要件に加えることとしており、これまで公の施設指定管理者選定審議会が担ってきた指定についても、引き続き審査に反映できる仕組みとなっています。

また、委員構成についても、従来のプロポーザル審査委員に加え、公の施設指定管理者選定審議会委員構成を踏まえた人数を確保することとしており、これまで両審査会において審査を担ってきた人材を引き続き活用することが可能となります。

このように、審査員の専門性や多様な視点が維持されることから、審査の公平性や透明性を損なうことなく、これまでと同様のチェック機能を確保できると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 最後に、確認の意味で再質疑をしたいと思うんですけども、やはり最後のその他のところで、今お話があったように、必要な要件を加えることで、審査の精度を保持するという事になっていますけれども、もうちょっと具体的にそれをどのようにしていくのか、ご説明いただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） では、再質疑にお答えします。

審査の精度につきましては、委員構成と審査方法の両面から確保いたします。

まず、委員構成については、一体的な審査を行う場合であっても、公の施設指定管理者選定審議会委員に求めている選任要件や委員数を従来のプロポーザル審査委員会の構成に加えることとしており、これまで両審査会で確保してきた専門的な人材や多様な視点を引き続き審査に反映できる体制とします。

また、審査方法については、事案ごとに構成されるプロポーザル審査委員会の中で決定されるものとなりますが、審査方法の例として、施設整備に関する提案内容の評価に加え、指

定管理者としての適格性に関する審査項目を設定するなど、審査項目を整理した上で一体的に評価を行う方式などを想定しています。

このように委員構成と審査項目の両面から審査体制を整えることにより、審査の精度を確保できると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木伸太郎です。第4号議案と第9号議案からそれぞれ1件ずつ質疑させていただきます。

第4号議案、犬山国際交流事業振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止についてです。

廃止に至った経緯ですね、原市長も、日々言われている国際交流、多文化共生の重要性に関してどんな影響があるのかないのか。廃止することで何か影響があるのかないのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質疑にお答えします。

この基金は、平成7年度に基金を設置後、4年間、基金を積立てを行った後、27年間、実質積立てを行っていません。こうした積立てを行っていない状況が長く続いていることから、今年度に基金の必要性、有効性を改めて検証した結果、今後も基金の活用が見込めず、基金として存続する必要性が低いという判断で、基金を廃止することとしました。

しかしながら、基金の廃止は、国際交流事業や、今、議員言われた多文化共生事業の廃止や縮小を意味するものではありません。現在もその時々で優先課題として必要な事業は、一般財源を活用して事業を実施しており、今後も必要な事業は、一般財源を活用した予算措置をすることが適切と判断したものです。

したがって、基金の廃止による国際交流事業や多文化共生事業の実施に影響はありません。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 分かりました。

第9号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

特別職報酬等審議会でのどのような検討があったのか、お聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

特別職報酬等審議会は、市長からの諮問を受け、11月12日と15日の2回でご審議いただきました。報酬等審議会においては、主に次に挙げる資料を用意してご審議いただいています。1点目が、ここ最近の経済状況を示すために、愛知県における消費者物価指数の推移、2点目が、名古屋市を除く県下37市と比較できるよう、令和6年度決算額における各市の歳入歳出の総額及び財政力指数、それから市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の給与、報

報酬、3点目が、犬山市議会議員における議員定数の推移や、議会及び委員会の開催状況、議会改革の取組などです。

報酬等審議会の協議において、委員からは、SNSなどを活用して議員活動や市長などの活動が見えやすくなってきている点から評価する声がある一方で、その活動がどのような成果につながっているか、何を基準に評価すべきか難しいところであるといった意見もございました。

また、今後、福祉や医療に係る費用が高くなっていくことが考えられ、本市では下水道料金の値上げ等を行っていき中、報酬額を上げていくのかというような意見もありました。

協議を進めていく中で、本市の財政状況、経済状況、県下の他の自治体と比較し、物価上昇分には対応すべきという意見と、議長及び副議長と議員の報酬の差額が県下最下位であることを受けて、改善及び解消を検討すべきであり、議長及び副議長が抱える職責や業務量にも差があることから、議長と副議長の報酬についても差を設けるべきという意見でまとまりました。

その結果、厳しい社会情勢も踏まえて、国家公務員指定職の改定率である2.8%の半分の改定率の1.4%を市長、副市長、教育長と議長に、さらにその半分の改定率0.7%を副議長と議員にという答申を受けました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ちょっと審議会の方々はどういう方か私は存じ上げないんですが、審議会の方々が一歩でもこの本会議とか委員会とか、我々の議会議員の生の姿というのは見られたことがあるかどうか、分かれば教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

審議会の委員についてお知らせします。審議会の委員は、犬山市特別職報酬等審議会規則第3条のほうで規定されておりまして、審議会の委員は犬山市の区域内の公共的団体等の代表者及び市民のうちから市長が委嘱するというふうにされています。具体的には、商工業の代表として犬山商工会議所から、それから勤労者の代表として連合愛知尾張西地域協議会犬山支部から、それから青年代表として犬山青年会議所から、学識者の代表として名古屋経済大学から、それから税理士の方、それから市民代表として犬山市町会長連合会のほうから、それから、犬山市子供会育成連絡協議会のほうから委員が選任されて出ていただいております。

ということで、この個々の方々がこの議場にいられたことがあるとか、YouTubeを見られているかは分かりませんが、先ほど申しましたような資料を提示して、事務局側には議会事務局の職員が入りまして、説明のほうをしていますので、そういった中でご判断いただいたものと思っています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 詳しい説明ありがとうございます。

いろいろ議論されて、物価、それから、他市との比較、我々犬山市議会の取組等を検討されているようなんですが、どうも、SNSの発信は評価するけれども、成果が見えにくい等々で、国の半分を上げるというところで、何かどこかで妥協してるのかなみたいな感覚もあるんですが、我々議員というのは、年功序列でもなく、やっぱり成果主義であるべきかなと思うんですけども、そこら辺の何かSNSの成果が見えにくいみたいな議論もあったようなんですが、報酬審議会の中で、その議会として議員はこうすべきだみたいな、だったら報酬を上げてもいいよみたいな、そんな議論って何かありましたでしょうか、なかったのか、お聞かせください。再々質疑です。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

先ほどのSNSについては、SNSを使っていることについては評価する声があったということがまず事実です。それが、どういう活動の成果につながっているか、どうやって評価するのかがなかなか難しいというのが、委員さんのご意見です。

今回の額をどうするかという議論の中には、もちろんそういった議員の活動についても評価する中で、物価上昇分はこれをやっぱり見ていくべきであろうということと、県下の中で議長の報酬、それから副議長の報酬、それから議員の報酬の何て言うんですか、バランスというか、順位というのから判断されたというふうに理解しております。

◎議長（大沢秀教君） 13番 鈴木伸太郎議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はありませんか。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 2件、お願いしたいと思います。

ちょっと民生文教委員会なんですけども、第7号議案に関して、附属機関ということもあって、市長部局のことも絡むので、これでちょっと質疑をお許しいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） はい、許可いたします。

◎15番（久世高裕君） では、まず1つ目が第7号議案で、2つ目が第9号議案について伺いたいと思います。

1つ目の第7号議案のほうについてですが、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、ビアンキ議員の質疑に対する答弁でいろいろ分かったことはあったんですけど、まだ不明な点が少々ありまして、幾つかちょっと質疑を申し上げたいんですけども、まず、この附属機関がそれぞれ常設なのかどうか。申出があったときに臨時に設置するのか、もしくは常設設置となるのか。常設という場合は、申出を受ける窓口のようなものをどこに設けるのかについて、まず1つです。

2つ目が、委員選定のルールの中で、利害関係者を除くという文面があるのかな。今、ビアンキ議員もいろいろと委員の資格のことでおっしゃられましたけども、基本的にはその大前

提として、利害関係者を除かないといけないので、そういうところが明記されるのかどうか。例えば条例以外のところで、要綱とか規約とか、そういうところでちゃんと明記されるのかどうか。

3つ目が、この再調査をするとなったときに、これもどこで受け付けるのか。これは誰がどのようにして受け付けるのか。市長が最初の結果を見て判断するのかどうか。もしくは被害者からの申出を、もうここの場所、窓口で受け付けますということを決めて周知しておくのかで全然違うと思いますので、それが3つ目です。

4つ目は、教育委員会基本条例というものがあるんですね。皆さん覚えていますでしょうか。これ全国初でつくったという教育委員会基本条例。第6条のところで、これは条例をつくる时候にも結構議論になったんですけども、いじめに関して特化した条項があるんです。第6条2項のところ、教育長は、いじめ事件等の発生に関わる事件及び事故について、「速やかに調査し、教育委員会の委員に遅滞なく、かつ、包み隠すことなく報告を行い、迅速に事後措置を協議します。」という項目があって、そもそも教育委員会基本条例にはこういう項目があったんですが、それでは足りないということになったんでしょうか。

ちょっと4点の質疑になりますが、お願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員、今は第7号議案に対して4点ということでもよろしいですか。答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、1つ目の常設なのか、申出があったときなのかということですけども、これは事態が起こったごとに構成をされていきますので、常設ではなくて、それごとで委員会を構成していくというものとなります。

利害関係者を除くということに関しましては、基本的には第三者委員会であるべきだということですから、今ご指摘のとおり、そういうような関係者は除いて構成をさせていただくという形になります。

再調査の場合なんですけども、再調査は、市長部局でいじめ問題再調査委員会のほうを立ち上げてまいりますので、窓口としてはそちらになります。

基本的には市長が認めた場合に再調査が行われるということで、その判断の基準は、3つほど想定されます。

1つ目が、最初の調査終了後に、その調査に影響を及ぼすような新しい事実が判明した場合、2つ目に、最初の調査途中で新たな事実が判明したが、十分な調査が尽くされていない場合、3つ目に、最初の調査の組織が中立公平でなく、かつ対象児童生徒、保護者が調査組織の構成に納得していない場合というようなケースのときに、再調査委員会が構成されるということになります。

4つ目の教育委員会の基本条例の中に、教育長がという、先ほどもご紹介ありましたが、こちらと、また別の観点というわけではないですけども、これは法的に定められたものでして、平成25年9月のいじめ防止対策推進法が施行されて、その後で基本的な方針が策定され、うちも平成28年4月のいじめ防止基本方針を策定いたしました。この中に本来位置づけて

おくべきだというようなことに、今となつてはそのように考えますけども、それが他市の事例等もそういうようなことが発生したのを受けまして、これは別でここでしっかりと策定すべきだという判断をいたしましたので、今回の上程に至ったというところになります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 3点ほど再質疑したいと思います。

再質疑1つ目ですが、常設じゃないということなので、これは申出を受けて、委員を選任する会議を設定するとなると、もうそこから結構時間かかりますよね。だから、何日以内に会議を開くとか、委員についても、やっぱりでも選任しとかなないと、これ調査できるんですかね。

それから、例えば申出があった、事案が発覚した、最初の会議を開くまでのめどというのはどれぐらいの期間をめどとするのか。これ半年も1年もかけてたら、こんなもん全然調査にならないですから、そのめどはどうか、再質疑1点目です。

再質疑2点目で、市長や市長部局に再調査の必要があったときには、そういう判断をするということだけど、これ誰なんですか。原市長に直接言えばいいんですか。原市長に直接、「すみません、ちょっとこの結果、納得いかないんで、再調査をお願いします」と言わなきゃいけないのか。市長部局というのはどこの誰なのか。誰が情報を受け付けて、その情報を受け付けて判断するのは市長でいいとは思いますが、だけど、どこに行ったらいいのか分からんと。前に公益通報の窓口の話でも言いましたよね。みんな産業課ということをほとんど知らなかったという。だから、そういうこともあるんで、窓口をちゃんと決めておかなきゃいけないと。どこの課だけでもいいと思うんですね。だから、それをちゃんと明記して周知しておかないと駄目だなと思います。それが2点目です。

3点目ですが、そもそも附属機関というのは、教育委員会も市長部局も下部機関というかその管轄の中ですよ。だから、そもそもそこで第三者制というのは担保されるのか。

だから、本来だったら別に附属機関じゃなくて、単独の条例で、このいじめ問題の法律に基づいた第三者機関設置条例というものがあってもいいと思うんですが、機関というか第三者委員会設置条例、附属機関というのが、そもそも第三者に当たるかどうかについて、3点再質疑をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

まず、何日かということは、今回のところでの明確な規定というのはありません。ただ、ご指摘のとおり、そんな半年も1年もかけたら全く意味がないですから、迅速に立ち上げをするというところで、そこはしっかりと意識してやりたいと思っています。

2つ目の窓口ですが、再調査委員会は、経営部の総務課の所管で規則のほうを立ち上げておりますので、そちらのほうで窓口になります。

3つ目の附属機関で、この第三者委員会というのがなり得るのかということですけども、その議論は我々のほうも内部でもしたんですけども、今の我々のつくりとして、やはりこう

いう委員会をつくって、報酬なりなんなりを払っていくというようなつくりの中では、やはり今はこの附属機関というところに位置づけをして、お金をしっかり払っていくんだというような根拠として、附属機関というところにまとめてあるものですから、その中で、まずは展開していくというようなところで、今回の提案に至ったというところになります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑、1件、お願いします。

附属機関ということになると、原則公開だと思うんですね。会議の日程とかも事前に周知をして、傍聴も可というのが原則だと思います。

今回のいじめの事案の場合は、いろいろと難しい被害者保護のこともあると思うんですが、その原則に対してどうするのか。例えば公開するにしても、その被害者保護を担保した上での公開というのが、第三者委員会というのをつくるときには、非公開のままやっていたらあまり意味がないと思うので、だから何らかの形で会議を行った、結果を公開した。どういう処分が下されたかということについては、公開の必要は最低限あると思うんですが、その公開基準についてはどのように検討されていますでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再々質疑にお答えします。

調査した結果は、報告書としてまとめることになります。

この公表は、今ご指摘のあったとおりで、いじめを受けた児童生徒や、保護者の意向、また公表した場合の児童生徒への影響などを総合的に判断することになりますが、特段の支障がなければ、関係者のプライバシー保護を適切に整理した上で、公表をするものだと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かりました。

2つ目、第9号議案についてです。犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。

鈴木議員の質疑があって、答弁があった上でですけども、今回の議案の報酬の増額というのは、基本的に比較するものですよ。絶対的に今の議員報酬が妥当かどうかという検証がされた上でのものなのか。

現状を是認した上で、それに対する他市町との比較ということはあったんですけども、そもそも今の議員報酬というのが適切なかどうかという、この評価についてはされた上での議案なんですか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

この決め方が単なる比較なのか、議員というのはそもそもこういう仕事をしているからこれだけもらうべきだという話から始まっているのかというようなご質疑だと思いますが、多分

お見込みのとおりだと思いますが、比較です。そもそもその議員の仕事が幾らというのを、なかなかこれは決めるのは難しいというのは、委員の中でもそれは共通理解、それは市長も副市長の給与も一緒なんです、そういった中で、他の自治体の例というのは一つの基準としてはなりますので、そういったところで、犬山市の議員さんの働き具合というのを肌で感じるのも難しい中から、これぐらいはやってくれてるからこれぐらいというような、一種比較で決定をしていただいたというふうに理解しております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑、あえてちょっと言葉を選ばずに聞くと、何となくで決めたということでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

附属機関の委員の方が2回にわたって各種資料を基に、いろいろ考えた上で決めたということになりますので、我々としては、そういった議論を尊重して、今回議案として提出させていただいたということです。

◎議長（大沢秀教君） 久世高裕議員の質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第15号議案、犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、確認の意味を込めて質疑をしたいと思います。

公共施設の使用料の見直しなんですけれども、これは定期的に行っていますので、そういった流れかなと思っていますけれども、この見直しの結果を見ると、値上がりするところが18施設ということで、値下がりのところも7施設はありますが、この社会情勢というのか物価高で皆さん生活が本当に大変というこの時期に見直すのかというところですが、その辺についての検討はされたのかというのが1点と、それから、今のこういった状況で市民の声というのは把握しているのか、そこら辺についてお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

この社会情勢を踏まえて検討されたのかというようなご質疑だと思いますが、当然こういった社会情勢のことは、我々市長含めて議論の中では話題になりました。そういう中で、利用者の負担割合というのをどうしようかということで、我々事務方としては、もっとがっとなげようというふうなところもあったんですが、こういった社会情勢の中で、最終的にはこれまでと変わらんという形でありました。そういった形での議論の上で決定したということでもあります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） あと市民の声は把握しているのかという点と、それから、もう一つ

聞きたいのは、この施行日が、施設ごとに改定ということなので、それぞれ違うんだなということと、それから、全員協議会資料の25ページのところでは、スポーツ交流課の所管のところでは、令和8年7月1日ということになってはいますが、結局、これが決まってから周知になると思うんですけども、そういうことでいいのか確認をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

この条例を上げるに当たって、我々もいきなりボーンと上げちゃいかんだろうということで、これまで全員協議会で10月と12月のほうでも、基本方針のほうを示させていただきました。示させていただいた上で、事前に各施設の窓口のほうにはこの基本方針のほうを伝え、窓口のほうで利用者の方から問合せ等があった際には、答えていただいております。

そういった中で、特段これはこうなることについて上げる、もしくは下がる場合もあるんですけども、それについての強い意見というものはなかったと我々は把握しています。

そういった中で、この条例を決めていったという形になりますので、そういった市民の意見とか反応も見ながら、こういう形で提案させていただいたということになります。

◎議長（大沢秀教君） 他に第1類について質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。よって、第1類、第3号議案から第7号議案まで、第9号議案、第11号議案及び第14号議案から第24号議案までに対する質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、残る議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時58分 散会